

全空間画像計測コンソーシアム規約

(2009年12月21日 設立総会において承認. 2010年6月24日 第3回総会において一部改正. 2011年6月29日 第3回総会において一部改正. 2012年8月9日 第4回総会において一部改正. 2015年3月9日の臨時総会において, 2015年3月1日付けで一部改正.)

第1条 (名称)

本コンソーシアムは, 「全空間画像計測コンソーシアム」と称する.

第2条 (目的)

本コンソーシアムは, 営利を目的とせず, 技術移転の取り組みの一環として「全空間画像計測技術」を発展させて知的財産の権利化を進め, 産業界との連携を深めることで産業界での技術の普及を促進させることを目的とする.

第3条 (活動)

本コンソーシアムは, 前条に定める目的を達成するため, 全空間画像計測技術に係る下記の活動を行う.

1. 研究会や研修会, 講習会, 講演会等の企画・立案・開催, 及び普及推進活動
2. 知的財産権の取得支援活動
3. 産学官共同体の構築支援
4. 国等の大型競争的研究資金等の獲得活動
5. その他, 目的を達成するために必要な活動

第4条 (会員)

1. 全空間画像計測技術に興味があり, 本コンソーシアムの目的と活動に賛同する企業・機関等は, 本コンソーシアムの会員になることができる.
2. 入会手続き及び退会手続きは, 書面かインターネット経由による申込みにより随時行うことができる.
3. 会員は, 本コンソーシアムが開催する各種行事に参加して情報提供を受けることができる.
4. 会員が全空間画像計測技術の事業化に取り組む際には, 本コンソーシアムは相談に応じ, 本コンソーシアムの目的に合っている場合には推進研究機関等の研究組織と円滑に共同研究体制ができるように積極的に協力をする.
5. 会員が本コンソーシアムの支援により取得された知的財産権, 及び推進研究機関により出願され, これまでに取得された知的財産権の利用を希望する際には, 本コンソーシアムは相談に応じ, 本コンソーシアムの目的に合っている場合には権利者との円滑な協議ができるよう積極的に協力をする.
6. 会員は会長, 幹事長, 監事, 又は事務局に対して常に, 運営上の提案, 及び疑義を申し入れることができる.

第5条 (特別会員・支援会員)

1. 和歌山県及び和歌山県工業技術センターを特別会員とする. 推進研究機関の教職員等を支援会員とすることができる.
2. 役員は特別会員とする.
3. その他の特別会員及び支援会員は会長が推薦し, 役員会の承認を経て入会できる.

第6条 (ネット登録者)

1. ネット登録者は, 研究会や研修会, 講習会, 講演会などの本コンソーシアムの行事の案内, 及び「全空間画像計測プロジェクト」に関する各種情報をインターネット経由で入手することができる.
2. 本コンソーシアムの行事に有料で参加することができる.
3. ネット登録及び登録の抹消は, 書面かインターネット経由による申込みにより随時行うことができる.
4. 一定期間連絡がつかなくなった場合は, 役員会の議を経て登録が抹消されることがある.

第7条 (役員・役員会・幹事・幹事会)

1. 本コンソーシアムに会長1名, 幹事長1名, 監事1名の役員を置く. さらに必要に応じて, 顧問若干名, 副幹事長若干名, 事務局長を置くことができる. それらの役員に

- より役員会を形成する。
2. 本コンソーシアムの各種事業の計画と実行について協力をする幹事若干名を置き、役員及び幹事で幹事会を形成する。

第8条（会長）

1. 会長は、会員の互選により選出される。
2. 会長は、本コンソーシアムを統括するとともに、本コンソーシアムを代表する。
3. 会長は、総会・役員会・幹事会を招集し、目的を達成するために必要な各種事業を計画して実行する。

第9条（総会）

1. 総会は、年1回以上開催し、議題は出席者の過半数で議決する。
2. 総会の議決は、全会員宛ての電子メールによる意見聴取と返信によって代えることができる。その際、返信者を出席者とみなす。
3. 総会では、本コンソーシアムの事業計画及び予算案、事業報告及び収支決算、その他必要事項について承認及び議決を行う。
4. 議長は会長が兼ねる。

第10条（会費等）

1. 年会費は一口あたり50,000円とする。
2. 特別会員及び支援会員の会費は無料とすることができる。
3. 納入済みの年会費は理由の如何を問わず返却しない。
4. 年会費の納入がない場合は、役員会の議を経て会員資格を停止する。
5. 本コンソーシアムの運営に必要な経費等については、会員の会費のほか、特別会員の応分の負担によるものとする。

第11条（会計年度）

本コンソーシアムの会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第12条（事務局）

本コンソーシアムの事務局は、推進研究機関の所在する都道府県内に置く。

第13条（寄付）

本コンソーシアムへの寄付は、役員会にて審議の上受け入れることができる。

第14条（設置期間と解散）

1. 本コンソーシアムの設置期間は会計年度毎の1年間とする。
2. 総会において解散が議決されなければ、設置期間は自動的に1年間延長される。
3. 本コンソーシアム解散時における保有財産は、会員の承認をもって本コンソーシアムの趣旨に合う活動をしている機関や個人に寄付、寄贈又は処分することができる。

第15条（規約の改訂）

この規約は、総会において、出席会員の過半数以上の議決を得た場合は変更することができる。

附則

1. 本コンソーシアムの発足日は2009年9月1日とする。
2. 2009年度に入会した会員は、次年度の会費を免除される。
3. 会長が互選により選出されるまでは、発起人代表者が会長を代行する。
4. 推進研究機関とは、発足時においては、和歌山大学システム工学部光メカトロニクス学科光波画像計測研究室、及び波動エレクトロニクス研究室とする。
5. 2011年度より、推進研究機関を和歌山大学システム工学部光メカトロニクス学科光・超音波応用計測研究室とする。
6. 2012年度より、推進研究機関を和歌山大学において「全空間画像計測技術」に関する研究活動を行っている研究室及び研究グループとする。
7. 2015年3月より、推進研究機関を「全空間画像計測技術」に関する研究活動を行っている大学等の公的研究機関における研究室及び研究グループとする。